

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地活性化エリア内に所在する遊休不動産の流通及び活用を促進するため、当該遊休不動産の建物状況調査を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地活性化エリア 佐賀市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地をいう。
- (2) 遊休不動産 空き家、空き店舗等の建築物で、佐賀市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年佐賀市条例第4号）第2条第4号に定める危険な状態にないものをいう。
- (3) 既存住宅現況検査技術者 既存住宅インスペクション・ガイドライン（平成25年6月国土交通省策定）に準拠した一定の講習を受け、かつ、修了考査に合格した者で、市内に所在する事務所に勤務するものをいう。
- (4) 既存住宅状況調査技術者 既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に定める既存住宅状況調査技術者で、市内に所在する事務所に勤務するものをいう。
- (5) 建物状況調査 既存住宅現況検査技術者又は既存住宅状況調査技術者（以下「調査者」という。）により実施される建物状況調査をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中心市街地活性化エリア内に所在する遊休不動産の建物状況調査とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。

2 補助率及び補助金の上限額は、別表第1のとおりとする。

3 補助金を算定する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中心市街地活性化エリア内に所在する遊休不動産の所有者（以下「所有者」という。）
 - (2) 所有者に代わり補助対象経費を負担する親族等で市長が所有者に準ずると認める者のうち、補助事業を行うことについて所有者の承諾を得ているもの
 - (3) 所有者との間で中心市街地活性化エリア内に所在する遊休不動産について売買契約、賃貸借契約若しくは使用貸借契約を行っている者又は当該契約を行う予定の者のうち、補助事業を行うことについて所有者の承諾を得ているもの
- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 補助事業者は、次条に規定する補助金の交付の申請をする時点において、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 市税等の滞納がない者
 - (2) 補助事業を行う建築物（以下「補助対象建築物」という。）について中心市街地の活性化に寄与する事業を供する施設として活用する予定であるとの意思を有する者
(交付の申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
(交付の決定)
- 第7条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知のあった日の属する年度の3月31日（以下「年度末日」という。）までに補助事業を完了しなければならない。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助事業変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の変更申請書の提出があったとき、又は前項の報告があったときは、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付変更通知書（様式第4号）により交付決定の内容を変更することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日以内又は年度末日のいずれか早い日までに佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（帳簿書類の整備、閲覧等）

第12条 補助事業者は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求

めることができる。

(取引上の開示)

第13条 補助事業を行った建築物を所有する者は、補助金の交付を受けた後において、当該建築物を譲渡、売却又は貸与しようとするときは、譲受者、購入者又は借用者に対し、補助事業の結果を開示しなければならない。

(書類の提出部数)

第14条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

(補助事業の特例)

2 補助対象建築物のうち、次の各号のいずれにも該当しないものに限り、当分の間、第3条の規定の適用については、同条中「建物状況調査」とあるのは、「建物状況調査及び当該調査と併せて行う耐震診断」とする。

(1) 佐賀市耐震診断等事業費補助金交付要綱第4条第1項に規定する耐震診断に係る補助金の交付を受けることができる建築物

(2) 佐賀市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第4条第1項に規定する耐震診断に係る補助金の交付を受けることができる建築物

別表第1（第4条関係）

補助率	補助金の上限額
補助対象経費の3分の2	10万円

別表第2（第6条、第8条関係）

- (1) 事業実施計画書
- (2) 見積書（事業費の明細が分かる書類を含む。）の写し
- (3) 調査者の資格が確認できる書類（既存住宅現況検査技術者の登録証の写し、既存住宅状況調査技術者の登録証の写し等）
- (4) 建物の登記事項証明書等
- (5) 建築物の位置図及び現況写真
- (6) 第5条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書
- (7) 市税等の納税証明書（完納証明）
- (8) 建築物の所有者の承諾書
- (9) その他市長が必要と認める書類

備考 1 (1)、(6)及び(8)については、市長が別に定める様式を用いて作成するものとする。

2 (8)については、第5条第1項第2号又は第3号に該当する場合に限り提出するものとする。

3 第8条第1項に該当する場合は、補助事業の変更内容に関連する書類のみ提出するものとする。

別表第3（第9条関係）

- (1) 領収書の写し
- (2) 補助事業の調査結果が分かる書類（建物状況調査結果の写し等）
- (3) 調査者の資格が確認できる書類（既存住宅現況検査技術者の登録証の写し、既存住宅状況調査技術者の登録証の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

備考 (3)については、第6条又は第8条第1項の規定により提出した書類と変更がない場合は、省略することができる。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付申請書

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産事前診断費補助事業
補助対象建築物の所在地	佐賀市		
補助対象金額			円
交付申請金額			円
補助事業の完了予定年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業実施計画書（別記様式第 1） <input type="checkbox"/> 見積書（事業費の明細資料を含む。）の写し <input type="checkbox"/> 調査者の資格が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 建築物の概要が分かる書類 <input type="checkbox"/> 建築物の位置図及び現況写真 <input type="checkbox"/> 誓約書（別記様式第 2） <input type="checkbox"/> 市税等の納税証明書（完納証明） <input type="checkbox"/> 所有者の承諾書（別記様式第 3） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

様式第2号（第7条関係）

佐市 第 号
年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産事前診断費補助事業
補助対象建築物の所在地		佐賀市	
交付決定金額			円
交付条件			

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助事業変更申請書

年 月 日付け佐市 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産事前診断費補助事業
補助事業の変更内容			
変更の理由			
変更後の補助対象金額		円	
変更後の交付申請金額		円	
変更の年月日		年 月 日	
添付書類			

様式第4号（第8条関係）

佐市 第 号
年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付変更通知書

年 月 日付けで申請又は報告のあった補助金の交付決定内容については、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産事前診断費補助事業
補助事業の変更内容			
変更後の交付決定金額		円	
変更後の交付条件			
変更の理由			

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住所
氏名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助事業実績報告書

年 月 日付け佐市 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の実績について、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産事前診断費補助事業
補助事業の完了年月日		年 月 日	
補助金の交付決定金額			円
補助事業の経費精算額のうち補助対象金額			円
上記に係る補助金の額			円
添付書類		<input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 補助事業の調査結果が分かる書類 <input type="checkbox"/> 調査者の資格が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

様式第6号（第10条関係）

佐市 第 号
年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産事前診断費補助事業
補助金の交付決定金額			円
補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額			円
補助金の交付確定金額			円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付請求書

佐賀市街なか遊休不動産事前診断費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産事前診断費補助事業
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円
交付請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組	店
	口座番号	当座 普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		